

一般競争入札による財産の売り払い要領

次の物件を以下の要領に基づき、一般競争入札により売り払います。

1 入札物件

物件案内（別紙1）のとおり

2 入札参加資格

- (1) 佐賀県もしくは福岡県、長崎県に在住する個人または法人とします。
- (2) 次に該当する人は、申込者となることができません。
 - ア 市税の滞納がある者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員及び暴力団と関係を有すると認められる者が実質的に経営を支配しているなど、会長が特に不適と認める者

3 入札日時及び場所

- (1) 日時
令和3年12月7日（火）午後1時30分から
- (2) 場所
唐津市高齢者ふれあい会館りふれ 1階 ボランティア室
唐津市二タ子3丁目155番地4

4 入札参加申込みの方法等

- (1) 申込みの方法
入札を希望される方は、必要事項を記入の上、事前に提出してください。
 - ア 一般競争入札参加申込書(別記様式)
 - イ 市税に滞納がない旨の証明書 1通
 - ウ 住民票抄本(法人の場合は、商業または法人の登記事項証明書) 1通
- (2) 受付期間
令和3年11月11日（木）～ 令和3年11月24日（水）
午前9時00分～午後5時00分(ただし土・日・祝日を除く)
- (3) 受付場所
唐津市二タ子3丁目155番地4
唐津市社会福祉協議会 本所 地域福祉課(りふれ1階)

5 入札保証金

- (1) 保証金
入札に参加する者は、入札前に入札保証金として入札金額の100分の5以上に相当する金額を現金または金融機関振り出し、もしくは支払いを保証した小切手により納付してください。
この入札保証金は、入札終了後に返還します。ただし、落札者について

は、契約締結時まで社協が保管します。

(2) 入札保証金の社協への帰属

落札者が落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約の締結をしないときは、その落札を取り消し、入札保証金は社協に帰属します。

6 売却物件の公開

売り払い物件を見学したい場合は、下記の日程で見学会を開催します。ただし試乗は行いません。

日時 令和3年11月17日(水) 午前9時00分から午後4時00分
まで

場所 唐津市社会福祉協議会 本所(唐津市二タ子3丁目155番地4)

※物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず現物を確認してください。

7 落札者の決定方法

(1) 予定価格(最低売却価格)以上で、最高の価格で入札した者を落札者
とします。

(2) 落札者が2者以上である場合は、直ちにくじで落札者を決定します。

8 契約の締結方法

(1) 落札者は、落札決定の日から5日以内に売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。契約がなされない場合は、買受者の資格を取り消します。

(2) 買受予定者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還いたしません。

(3) 買受者以外の名義人とは契約の締結をいたしません。

9 売買代金の支払い方法

(1) 売買代金は契約締結後20日以内に全額一括して支払っていただきます。契約締結時に全額支払っていただいた場合は、契約保証金の納付の必要はありません。

(2) 納付した契約保証金は、契約を履行した後に返還しますが、利息は付しません。

10 物件の引渡し

(1) 買受者は、売買代金の納付を行った後、直ちに名義変更を行い、車検証(写)を社協(地域福祉課)に提出してください。名義変更完了報告書が提出されたときに所有権が移転するものとし、同時に物件を引き渡します。物件は、現状有姿の引渡しとなります。

なお、引き渡し後、直ちに車両の所属表記の消去を行ってください。

(2) 名義変更に必要な経費及び公租公課は、買受者の負担となります。